

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
第 74 回理事会（決議省略）議事録

1. 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 資金分配団体及び構成団体によるコンソーシアム解消に伴う資金提供契約の合意解除について

＜提案事項＞

2024 年 11 月 12 日、書面にて、「2022 年度通常枠にて採択されたコンソーシアム事業において、コンソーシアムを解消し、幹事団体が解消以降の事業を単独で実施したい」との申し出を受けており、この件の可否について審査会議委員に諮り、その結果を理事会での承認後、当機構としての判断を当該団体に通知を行い所定の手続きを進める。

■該当事業及び資金分配団体

- ・ 事業名：困難を抱え孤立する子ども・若者の社会的自立支援事業
～地域との連携・協働による参加体験型プログラムの開発と推進
- ・ 資金分配団体名：特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド
- ・ コンソーシアム構成団体：特定非営利活動法人よこはま地域福祉研究センター
- ・ 採択事業年度：2022 年度通常枠（草の根活動支援事業）
- ・ 対象地域：神奈川県 ※実行団体数：5 団体
- ・ 事業期間：2022 年 12 月 9 日～2026 年 3 月 31 日
- ・ 助成予定総額：83,106,723 円

コンソーシアム解消の件については、当機構として了承し、コンソーシアム解消後の幹事団体単独での事業実施については、残存する事業期間や、運営体制面、コンソーシアム解消の経緯等について、当機構の資金分配団体公募・選定に関わった審査会議委員の意見、理事・監事との意見交換の結果を踏まえて総合的に判断し、当該資金分配団体（神奈川子ども未来ファンド）との間の資金提供契約を合意解除とする。

事業費の精算等必要な解除手続きに要する期間を考慮し、2025 年 3 月末を解除予定日とし実行団体の事業承継、事業費の精算手続き等について当該資金分配団体との間で調整を行う。なお、5 つの実行団体の事業については、当機構にて承継先候補となる資金分配団体を選定し、承継の受諾に向けた交渉を行うなど対応を進める。

また、当該資金分配団体との契約解除について、当機構ホームページ上にて経緯概要を公表、コンソーシアム構成団体（幹事団体、構成団体双方）の対外的信用を損なわないよう配慮するものとしつつも事実関係において説明責任が果たせるよう留意する。

第 2 号議案 2024 年度 物価高騰及び子育て対応支援枠（緊急枠第 3 次）資金分配団体選定の件

＜提案事項＞

2024 年度物価高騰及び子育て対応支援枠（以下「緊急枠」という）の第 3 次公募案件の審査を行い、理事会への推薦事業が確定したので採択について理事会での決議を行う。

＜審査会議からの推薦状況＞

今回申請のあった 8 事業の内 4 事業の推薦を受けており採択について決議する。

本年度の当該事業の予算枠は 35 億円となっており、今回 4 事業が採択となった場合の助成総額は 425,638,064 円となり、第 1 次、2 次採択額合計の 603,840,272 円に加算され、今年度第 1 次から第 3 次までの合計助成額は 1,029,478,336 円となる。

■採択となった事業一覧（上段 申請団体名、下段事業名称）

申請団体	助成予定額
認定 NPO 法人北海道 NPO フェンド 親サポ×就労プロジェクト 子どもと親のサステナブルサポート～不登校児の親の孤立・孤独を防ぐ持続可能な就労サポート	32,534,880 円
特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン 食品支援を基盤にした困窮世帯の子どもの体験格差是正のための資金分配事業	123,988,880 円
公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会 沖縄版誰もが支え合い・働く社会の実現事業 2 第 2 ステージに向けて	148,207,052 円
特定非営利活動法人困窮者支援ネットワーク 沖縄県域こどもの生活・学習支援事業	120,907,252 円

2. 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

3. 理事会の決議があったものとみなされた日

2025 年 1 月 10 日（金）

4. 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

理事長（代表理事）二宮 雅也

2025 年 1 月 6 日（月）、理事 二宮雅也が理事及び監事の全員に対し、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を電磁的記録によって発送した。当該理事会の決議の目的である事項につき、2025 年 1 月 10 日（金）17：00 までに、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監事の全員から電磁的記録により異議を述べない旨の確認書の提出を受けたので、当機構定款第 44 条及び理事会規則第 10 条に定める「決議の省略」の規定に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上の通り、理事会の決議があったものとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

2025 年 1 月 10 日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

理 事 長 二 宮 雅 也